

回覧

令和4年4月11日

桜台自治会会員各位へ

カラオケ利用再開について

桜台自治会会长 星野 勝弘

コロナウィルス-オミクロン株の感染が高止まりの状態で、全国で毎日 5 万人を超える感染者が出ていますが、重傷者、死亡者は減ってきており、以前の異種株とは明らかに異なる傾向を示しています。

とはいっても、感染症2類からインフルエンザ並みの感染症5類への変更には至っておらず、3回目のワクチン接種率が低い20歳以下の若年層の感染者が多くなってきており、行動範囲が広い年齢層の感染拡大で、更なる警戒を怠ってはならない状況は変わっていません。

コロナウィルス感染が始まっている桜台自治会館使用においては、市原市が決めた公共施設の利用の指針に従い規制をしてきておりますが、カラオケについては当初カラオケ店で発生したクラスターから、その感染性が大であるという理由で規制が強化されていました。

桜台自治会館でも、会員の皆さんのお楽しみであるカラオケの利用を遠慮していただいていました。

最近、桜台自治会館のような市内4か所の集会所でカラオケの利用が許可されるところが出ており、カラオケ店でのクラスター発生もなくなって、きちんとした対策をすれば感染は抑えられることが分かつてきました。

一方、カラオケよりも感染性が高いといわれた合唱や詩吟については、木更津市のように利用を許可していない市は全国に多数ありますが、市原市は検温や消毒の上、利用者は定員の半分以下、3密を避け換気を十分に行うことで規制対象にはしていませんでした。合唱団にもコロナ感染は発生していません。

この度、当館カラオケ利用についても合唱並みの対応をすれば問題ないものと考えるに至り、常務役員会で討議の上、以下の条件でカラオケ利用を許可することに致します。

記

1. コロナ感染対策で決めた各部屋の利用定員を守ること。
2. 体温の検温し、体調の悪い人は利用を遠慮すること。
3. 入館時、またトイレ利用後は必ずアルコール消毒を実施する。またカラオケマイクは一曲歌う都度消毒すること。
4. 歌う時も含め常時マスクの着用をし、3密を避け十分に換気を行うこと。
5. 一階ホールに設置した空気滅菌機を常時利用すること。
6. ペットボトルの水分補給はいいが、引き続き飲食禁止を守ること。

以上